

毎日、安全で美味しい水をお届けします！

すいげん

NO.10
厚岸町水道広報

2012

冬

特集1

4月から水道料金が変わります

水道事業決算と 事業報告

特集2

●Information☆

「水は限りある資源、大切に使いましょう」

ほか

●すいどうNEWS

「防災訓練で仕切弁操作や臨時給水」

ほか

●水のある風景No. 7

太平洋に浮かぶ小島と海底水道



冬の厚岸浄水場

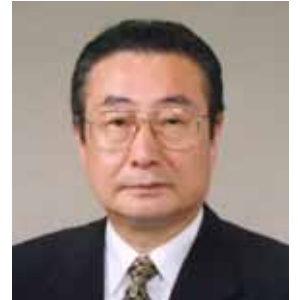
4月から水道料金が変わります

安全・安心な水道水の安定供給のために、ご理解とご協力をお願いします。

町は4月から水道料金を改定します。

将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していけるよう、収支の改善を図り、経営基盤を強化するために行うものです。料金体系を見直し、口径別の「基本料金」と使用水量に応じた「水量料金」の2部制に改め、安定財源の確保を図る料金制度としました。なお、急激な負担増とならないよう改定率を圧縮したほか、低所得の方や産業振興にも配慮しました。

今後もより一層の経営改善に取り組み、健全な事業運営に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。



厚岸町長 若狭 靖

改定の経過と必要性

町の水道事業のうち、全人口の約90%に水道水を供給している上水道事業会計は、平成20年度から赤字に転落。今年度を含め4年連続の赤字が確実で、補填財源の積立金も24年度で底をつく見通しです。

現在の水道料金は昭和55年に改定して以来31年が経過。この間、町の発展に合わせて給水区域の拡張を進め、異臭などを解消する活性炭処理施設を整備するなど浄水処理の向上を図り、安全で良質な水道水の安定供給を維持してきました。また、業務の外部委託による職員数の削減や給与の削減など、コスト削減にも努めてきました。

しかし、人口減や少子高齢化などの影響で収益が悪化する一方、施設の老朽化や耐震化に対応した改築更新に多額の費用が

見込まれ、このままでは健全な事業運営を維持し安全・安心な水道水を安定的に供給することが困難な状況です。

そこで23年1月、水道使用者や有識者で構成する町水道事業経営審議会に料金の見直しや経営改善方策について諮問し、5月に料金改定の答申をいただきました。答申を受け町は使用者の皆さんに意見募集を行い、寄せられた意見も参考に、9月開催の町議会第3回定例会に水道料金を改定する条例案を提案しました。

議会では条例審査特別委員会を設置して継続審議となり、11月までに6回の委員会が開かれ、12月の町議会第4回定例会で原案のとおり可決されました。また、料金改定にあたり後年次で大幅な値上げを招かないよう、さらなる経営改善に努めることや低所得者に十分配慮すること

などを求める付帯決議が併せて可決されました。

新しい水道料金は4月分（請求は5月）から適用になります。なお、下水道使用料は変わりません。

料金改定のポイント

全体の料金水準を平均約20%引き上げます。用途区分を整理し、7区分から5区分にします。料金体系を口径別の「基本料金」と使用水量に1立方メートル当たりの単価を乗じた「水量料金」の2部制に改めます。基本料金は使用メーターの口径別に13^{ミリ}から75^{ミリ}までの区分とします。家事用と業務用の水量料金は3段階の単価を設けます。水道メーター取り付け工事分担金は廃止します。

【新料金】

平成24年4月から

【現行料金】

平成24年3月分まで

(単位:円)

用途	基本料金(1月につき)		超過料金 1立方メートルにつき
	水量	料金	
一般用	使用水量4立方メートルまで	945	-
	使用水量8立方メートルまで	1,680	178.5
営業用	使用水量20立方メートルまで	4,515	220.5
団体用	使用水量1戸当たり20立方メートルまで	4,305	210
工業用	使用水量1立方メートル当たり	315	-
農業用	使用水量30立方メートルまで	3,465	115.5
浴場営業用	使用水量100立方メートルまで	8,925	73.5
臨時用	使用水量1立方メートル当たり	472.5	-



用途	基本料金(1月につき)		水量料金 (円/1立方メートルにつき)		
	メーターの口径 (ミリメートル)	金額(円)	水量区分(立方メートル)		
			10以下	11以上 20以下	21以上
家事用	13	1,029	157.5	220.5	241.5
	20	1,029			
	25	1,995			
	40	4,294.5			
	50	9,061.5			
業務用	13	1,029	157.5	220.5	283.5
	20	1,029			
	25	1,995			
	40	4,294.5			
	50	9,061.5			
農業用	13	1,029	136.5		
	20	1,029			
	25	1,995			
	40	4,294.5			
	50	9,061.5			
浴場営業用			89.25		
臨時用			472.5		

改定内容

改定率は全体平均 20 %

新しい料金は、24年度から28年度までの5年間を算定期間とし、この期間に必要な営業費用や老朽施設の更新にかかる費用などの適正原価を基に積算する総括原価方式で算定しました。この結果、総括原価に見合う料金収入を得るには全体平均で約38%の引き上げが必要となりますが、値上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮し、改定率を約20%にまで抑えました。なお、29年度以降は5年ごとに見直しを行います。

用途区分を整理し、7区分から5区分に

現在7区分ある用途区分は生活に用いる水と、それ以外に用いる水に分け、生活水の一般用は「家事用」に、営業用と団

体用、工業用は「業務用」としてまとめました。「農業用」「浴場営業用」「臨時用」はそのまま残ります。

業務用とは料理店、飲食店、娯楽場などの営業用や工業用のほか、官公署、各種団体、会社、事務所などで水道を使用する場合をいいます。

口径別の基本料金と水量料金の2部制

現行の水道料金は、用途別に基本水量を設けた基本料金とそれを超えた場合の超過料金で賦課する制度でしたが、4月からは、使用メーターの口径の大きさによる基本料金と使用した水量に応じて賦課する水量料金の2部料金制に変わります。

基本料金はメーター口径別

基本料金は浴場営業用と臨時用を除いて使用メーターの口径

別に13ミリから75ミリまでの金額になります。なお、一般家庭のほとんどの口径である13ミリと20ミリについては同一とし負担が大きくなるようにしました。基本料金は給水準備のために必要な原価を賦課するもので、現在工業用で水道を使用している方も毎月基本料金がかかるようになります。水を使わない場合は中止届を出してください。

水量料金は1立方メートルから

水量料金は用途にかかわらず、使用水量に1立方メートル当たりの単価を乗じて算定します。1カ月の使用水量が少ない方の負担軽減を図るため、家事用と業務用に3段階の単価を設定し、使用水量が多くなるほど1立方メートル当たりの料金が高くなる逓増型(ていぞうがた)としました。

農業用については、使用水量

新しい水道料金の計算方法

口径13mm、家事用で使用水量14m³の場合

◇基本料金	口径13mmの料金	1,029 円
◇水量料金	1~10m ³	157.5円×10m ³ = 1,575 円
	11~20m ³	220.5円×4m ³ = 882 円
	21m ³ ~	241.5円×0m ³ = 0 円
	計	2,457 円
◇合計		3,486 円
水道料金(10円未満切り捨て)		3,480 円

料金改定率は用途やメーター口径、水量によって異なります。
業務用、農業用も計算方法は同じです。(基本料金と水量料金は料金表をご覧ください。)
浴場営業用、臨時用は水量料金のみで計算します。

【参考】上の例で下水道も使用している場合

下水道使用料の計算方法(今と変わりません)

◇基本料金	8m ³ まで	1,470 円
◇超過料金	9m ³ ~	189円×6m ³ 1,134 円
◇合計		2,604 円
下水道使用料(10円未満切り捨て)		2,600 円

この場合の上下水道合わせた料金は、
水道料金3,480円+下水道使用料2,600円=6,080円となります。

付帯決議と今後の課題

12月の町議会第4回定例会では、料金改定にあたって4点の付帯決議が併せて可決されました。水道事業にとって今後の課題となるものです。中でも3点目の「業種を加味した産業支援などの政策的配慮については、一般会計の問題として検討すべきである」ということについては経営審議会でも議論となった問題です。また、4点目の水源涵養林や庁舎利用権については、どのような経緯で支出したのか、この機会にお知らせします。

採用当時の社会情勢を反映した用途別料金

現在の使用用途によって料金に格差を設ける「用途別料金」を採用したのは昭和36年度からで、その背景には当時の社会状況が大きく影響しています。

水道管のほとんどが最初に布設された昭和30年代から40年代は、厚岸町の人口が最も多かった時期で、きれいな水を使うことで公衆衛生(疾病の予防や健康の保持増進)の向上を図るために、

が多い酪農業の負担軽減のため段階を設けずに136.5円とし、浴場営業用は、現行基本料金1立方メートル当たりと同程度、臨時用は現行どおりです。

水道メーター取り付け工事分 担金は廃止

現在、標準工事費の一部としていただいている水道メーター取り付け工事分担金は、改定後

の基本料金にメーター器関係費用を含めて算定しているの、いただかないこととしました。

新しい料金の計算例や減免制度などについて、詳しく知りたい方は自治会や団体、サークル単位(5人以上)で説明に出向きますので、業務係(内線178~181)へ連絡願います。

料金改定にあたって町議会の付帯決議(要約)

1. 料金改定にあたり後年次で大幅な値上げを招くことのないよう、さらなる経営の改善に努めるべきである。
2. 少量使用者、特に低所得者に対し料金の減免等十分な配慮を心がけるべきである。
3. 今回の改定では、料金体系は「口径別」に「業種別」を加味し産業支援に配慮しているが、産業支援等の政策的配慮は町全体の課題であり、一般会計における問題とも考えられ、今後十分検討すべきである。
4. 現在は一般会計から支出されている「水源涵養林」の取得費用が、水道会計から1億2,000万円捻出されていたこと及び現役場庁舎新築の際、「庁舎利用権」として9,700万円支出されていたことについて、その事実を町民にきちんと説明すべきである。

家庭で使用する水の料金は低く設定されました。会社や団体、工場など家庭用以外に水を使用する場合の料金は、高度成長期で経済活動が盛んだった時期でもあり、高めに設定されました。

酪農業などに使用する水は深井戸や湧水を利用していましたが、家畜の飼養頭数が増加して水が不足するようになり、農業制度による水道整備が進められました。農業用の料金は農業における水道の普及と農業振興を図るため、他よりも低く設定されました。

用途間格差や産業支援の在り方などは継続課題

人口はピーク時の約半数となり、長引く不況で地域経済が大変厳しい現在においても、水道事業を維持していくためには、施設の維持更新を確実に行う必要があり、そのための財源をしっかりと確保していかなければなりません。

今回の改定では、経営審議会答申や皆さんからのご意見を踏まえ、水を余り使わない場合の改定率を抑え、産業支援や用途間格差の解消にも配慮しながらできるだけ公平な負担となるよう考えました。その結果、一定以上の水を使用した場合は、生活に必要な水と生産活動に使用する水の料金に差を設け、産業支援を配慮し農業用の料金を抑えた料金となりました。

改定後の水道事業において健全経営を維持していくためには、借入残高の抑制や未収金対策の



水源涵養林は水道と厚岸湖・湾の水質を守るための大切な財産

強化などの経営努力のほか、用途間の料金格差や産業支援の在り方、一般会計との負担区分などについて引き続き検討していかなければなりません。

家賃にあたる庁舎利用権

水道事業では、平成元年に現在の役場庁舎が新築された際、9,670万8千円を出資しています。これは庁舎新築に合わせて門静の厚岸浄水場から新庁舎に移転するにあたり、当時の職員数に応じて建設費や用地購入費などの一部を負担したもので、このほか、施設の運転状況や水質データを見る遠隔制御装置の工事費も含まれています。

この出資金は出資したときに全額費用とはせず、無形固定資産の庁舎利用権として経理しています。それを毎年約133万9千円ずつ費用として減価償却し、皆さんが納める水道料金の一部がこれに充てられています。

水道事業は、町が設置する企業ですが、料金を基に経営している一つの会社として庁舎利用権の減価償却費は、光熱費を含む家賃と捉えています。

水道水源保全のため独自取得

安全で良質な水道水を供給するためには水源の保全が不可欠です。水道水源のホマカイ川は、昭和50年代初め頃から上流域の開発が進み、森林地帯の減少で水量の減少や水質の悪化が危惧され、その対策は緊急の課題でした。

そこで56年度から水道事業で独自にホマカイ川流域の土地と森林を水源涵養林として取得する事業を開始し、平成4年度までに161.4%の土地と立木を取得しました。その金額が約1億2,000万円です。その後、水源涵養林は水道水源の保全ばかりでなく、厚岸町の産業基盤である厚岸湖や厚岸湾などの公共水域の保全を担うものであるとして、平成5年度以降は一般会計で取得しています。22年度までに取得した面積は全部で294.8%、金額は約2億円です。23年度は環境保全基金も活用して進めています。

水源涵養林は水道水源と町の公共水域を保全する大切な財産として引き続き町関係部局と連携して取得していく計画です。

特集 2

水道事業決算
と事業報告

純損失が 1,978 万円 3 年連続の赤字

水道事業会計の平成 22 年度決算が、昨年 11 月に開かれた町議会第 4 回臨時会で認定されました。売上高にあたる営業収益は前年度比 3.0 % 減の 2 億 1,016 万円で、純損失は前年度より 230 万円増えて 1,978 万円となり、20 年度から 3 年連続の赤字となりました。給水人口は前年度比 1.7 % 減の 9,718 人、収益につながる有収水量は 1.9 % 減の 97 万 5,077 立方メートルでした。

決算の概要

料金収入などの売上高にあたる営業収益はサンマ不漁による工業用の減収が響き、前年度比 3.0 % 減の 2 億 1,016 万 3 千円、営業利益は 60.4 % 減の 423 万 1 千円で、経常損失は前年度から 339 万円増えて 1,978 万円、純損失も同額となりました。純損失は内部留保資金で処理し、累積赤字はありません。

業務の状況

22 年度の給水人口は前年度比 164 人減 (1.7 % 減) の 9,718 人、給水戸数は 8 戸増 (0.2 % 増) の 5,111 戸でした。配水量は 2 万 7,270 立方メートル減の 131 万 722 立方メートルで、有収水量は 1 万 8,963 立方メートル減の 97 万 5,077 立方メートルとなりました。有収率は 0.1 ポイント増の 74.4 % となりました。水需要は年々減少していますが、引き続き漏水対策を講じ、有収率の向上を図ります。(表 2)

表1 損益計算書

(単位:千円、%、税抜)

	21年度	22年度	増減率
営業収益	216,626	210,163	3.0
営業費用	205,951	205,932	0.0
営業利益	10,675	4,231	60.4
営業外収益	3,026	3,608	19.2
営業外費用	30,093	27,622	8.2
経常利益(損失)	16,392	19,783	20.7
特別利益(損失)	1,087	0	
当年度純利益(純損失)	17,479	19,783	13.2

図1 収益的収支

水道水をつくり、ご家庭などにお届けするための経費と財源

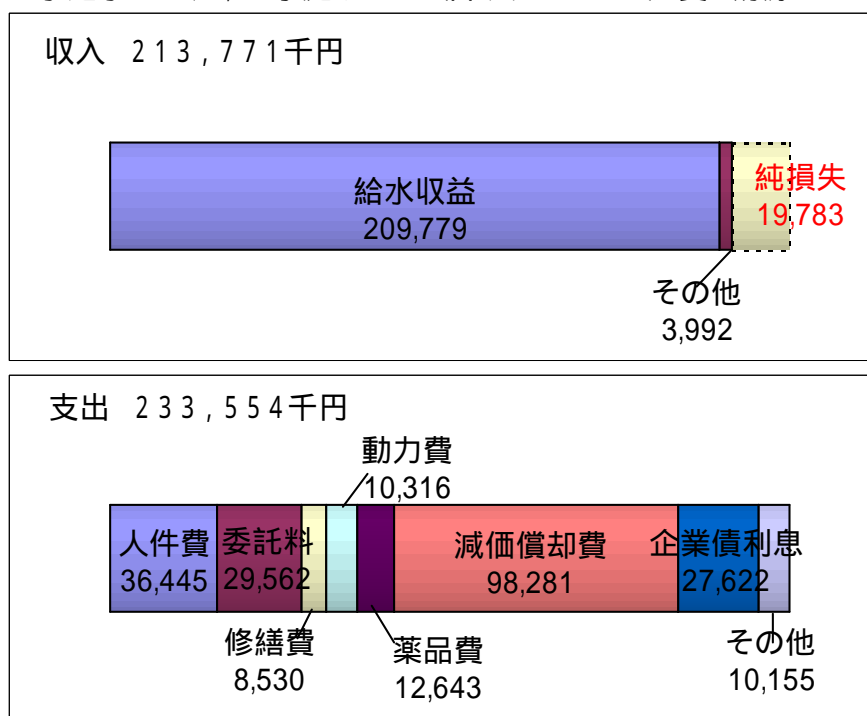


表2 業務量

	単位	21年度	22年度
給水人口	人	9,882	9,718
給水戸数	戸	5,103	5,111
配水量	m ³	1,337,992	1,310,722
有収水量	m ³	994,040	975,077
有収率	%	74.3	74.4
一日平均配水量	m ³	3,665	3,591
一日平均最大量	m ³	4,424	4,338

水道事業の決算は、地方公営企業法に基づき、複式簿記による損益計算書と貸借対照表で経営成績や財務状態を明らかにするほか、公営企業の特徴として、予算と同様、経営活動に関する「収益的収支」と投下資本の増減に関する「資本的収支」の二つの決算報告書を作成します。

表3 貸借対照表

(資産の部)		(負債の部)	
固定資産	2,138,184	流動負債	7,459
有形固定資産	2,070,772	未払金	6,200
土地・立木	120,297	預かり金	0
建物	17,616	その他	1,259
構築物	1,574,140	負債合計	7,459
その他	358,719	(資本の部)	
無形固定資産	67,412	資本金	1,678,679
電話加入権	163	自己資本金	411,109
庁舎利用権	67,249	借入資本金	1,267,570
流動資産	259,642	剰余金	711,688
現金預金	226,524	資本剰余金	595,088
未収金	28,779	利益剰余金	116,600
貯蔵品	4,339	資本合計	2,390,367
資産合計	2,397,826	負債資本合計	2,397,826

(単位:千円、税抜)

収益的収支の状況

収益(収入)は前年度比588万円減(2.7%減)の2億1,377万1千円。料金収入の給水収益は、営業用や農業用でやや増収となりましたが、サンマ不漁の影響で工業用が667万円減(13.8%減)と大きく落ち込み、全

体で628万7千円減(2.9%減)の2億977万9千円となりました。

費用(支出)は357万6千円減(1.5%減)の2億3,355万4千円。人件費が法定福利費の増などで3.8%増の3,644万5千円、委託料は0.5%減の2,956

万2千円でしたが、修繕費が28.7%増の853万円、動力費が2.6%増の1,031万6千円、薬品費も6.3%増の1,264万3千円となりました。減価償却費は1.2%増の9,828万1千円。企業債の支払利息は8.2%減の2,762万2千円でした。

図2 資本的収支

水道施設を建設・改良するために必要な経費と財源



資本的収支の状況

収入は前年度比4,342万8千円減(48.0%減)の4,704万円。主な収入の企業債は50.5%減の4,190万円となりました。支出は3,395万円減(18.0%減)の1億5,505万6千円。建設改良費は1.2%増の7,887万2千円、企業債償還金は31.4%減の7,618万4千円でした。収支の不足額1億801万6千円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しました。

22年度に行った工事

配水管等整備事業

水圧不足箇所への配水管の新設や年次計画により老朽化した仕切弁の整備を進め、安定した水道水の供給を図りました。

配水管新設工事 2件、口径50^{ミリ}～100^{ミリ}、延長590m 1,984万5千円

配水管布設替等工事 3件、口径50^{ミリ}～100^{ミリ}、延長697m、1,564万5千円

仕切弁整備工事 1件、口径

50^{ミリ}～150^{ミリ}、5台、236万3千円

機器更新事業

配水池の老朽化した機器や監視装置の更新を行いました。

宮園丘陵地区配水流量計整備工事 379万円

ポンプ場整備事業

ポンプ場の老朽化した機器や施設の更新を行いました。

筑紫恋ポンプ場設備改修工事 241万5千円

望洋台ポンプ室上屋改修工事 199万5千円

メーター設備事業

水道メーターの設置や検定有効期間が満了となったメーターの取り替えを行いました。

新設23個、取り替え557個、合計580個、3,025万7千円



白浜町6号通り外配水管新設工事。白浜地区の国道44号変電所バス停付近から白浜町4号通りまで、未整備箇所配水管を新設しました。



望洋台6号通り外1配水管布設替工事。道路工事に伴い配水管の布設替えを行いました。



望洋台ポンプ室上屋改修工事。老朽化した門静望洋台地区ポンプ室の建物を改修しました。



宮園丘陵地区配水流量計整備工事。宮園配水池にある宮園丘陵地区の流量計を更新しました。

上半期の収益 3.4 %減

水道事業の今年度上半期(4月～9月期)の収益は9,313万7千円で、サンマの不漁で収益が落ち込んだ昨年をさらに3.4%下回りました。一方、費用は前年同期比1.5%減の1億1,029万円で、収支は1,715万5千円の赤字となりました。(表1)

表1 上半期の損益収支

(単位:千円、%、税込)

	22年	23年	増減率
収 益	96,446	93,137	3.4
給水収益	94,000	92,474	1.6
その他	2,446	663	72.9
費 用	111,940	110,292	1.5
人件費	17,697	18,064	2.1
委託料	11,060	11,037	0.2
修繕費	3,145	1,644	47.7
動力費	4,421	4,630	4.7
薬品費	8,204	6,971	15.0
減価償却費	49,222	49,978	1.5
企業債利息	13,997	13,647	2.5
その他	4,194	4,321	3.0
利益(損失)	15,494	17,155	10.7

表2 主な用途別の給水収益

(単位:千円、%、税込)

	22年	23年	増減率
一般用	51,362	50,473	1.7
営業用	7,637	8,003	4.8
団体用	13,123	13,104	0.1
工業用	18,919	17,815	5.8
農業用	2,638	2,654	0.6
合計	94,000	92,473	1.6

合計には浴場営業用と臨時用も含む

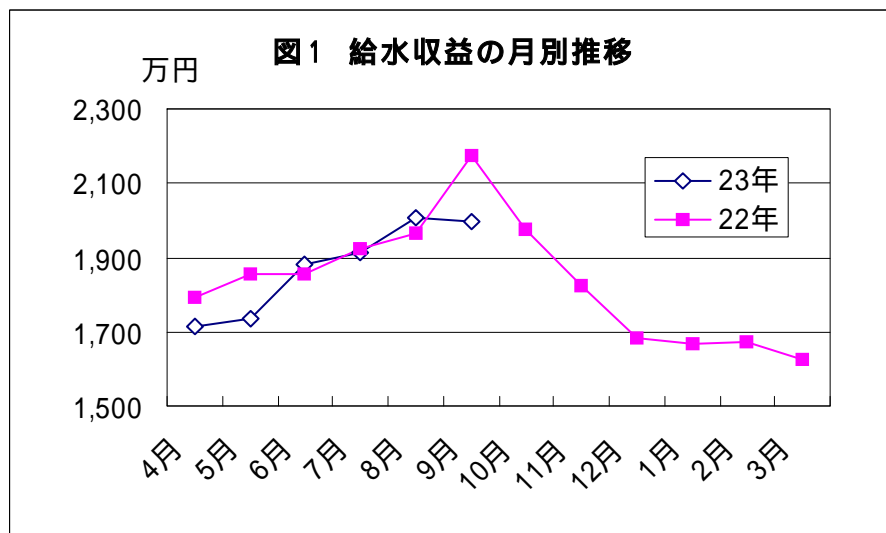
●経理の状況

収益の柱、給水収益(料金収入)は9,247万4千円で前年同期比1.6%減となりました。給水収益は例年、産業活動の活発化とともに増加し、9月をピークに減少に転じます。今期は4月、5月が前年同月比4.6%、7.

1%それぞれ減となり、6月からやや持ち直したものの9月の需要が伸びず、前年同月比8.9%の減少となりました。

収益を用途別で比較すると営業用が4.8%増、農業用が0.6%増となりましたが、一般用が1.7%、団体用が0.1%、工業用が

5.8%それぞれ減少しました。費用は人件費が共済組合掛け金の引き上げなどにより前年同期比2.1%増の1,806万4千円、修繕費が47.7%減の164万4千円、薬品費は春先の水質が安定して推移したため15%減の697万1千円、企業債利息も2.5%減の1,364万7千円でした。



●上半期に行った主な工事

- 配水管布設替等(332万円)
老朽化した仕切弁の取り替えや尾幌地区配水メーターを整備しました。
- 機器更新等(226万円)
老朽化した尾幌ポンプ場の送水ポンプを取り替えました。
- メーター設備工事(139万円)
新築住宅などに水道メーターの取り付け工事を行いました。

上下水道に関するお知らせ

水は限りある資源 大切に使いましょう

私たちの毎日の暮らしでは、水道の水を使わない日はありません。飲み水はもちろん、食事の支度、お風呂、洗濯、掃除、水洗トイレなどにも水を使います。水道の蛇口をひねると簡単に、安全で豊かな量の水を使うことができますが、水は限りある資源です。快適な暮らしを守るためにも、大切にお使いください。

口径などによって違いますが水道を1分間出しっ放しにすると約12リットルの水が出ます。洗面や手洗い、食器洗い、シャワーのときはこまめに水を止めるようにすると節水できます。



蛇口の閉め忘れがないか注意しましょう。水道を使わなくなったときは冬でなくても元栓を閉め、役場水道課に中止の届出をしましょう。

水洗トイレの給水タンクに異物（ペットボトルなど）を入れると水の流れる量が減り、故障の原因になることがあるので、やめましょう。

水道を使用するときや 中止するときは届け出を

水道を使用するときや中止するときは、1週間前までに役場水道課に届け出が必要です。

使用開始の時

住所、氏名、電話番号、使用を開始する日、以前に住んでいた住所などの届け出が必要です。また、以前に水道を利用されていた方のお名前もわかればお知らせください。

使用中止の時

住所、氏名、中止する日と転

下水道受益者負担金

納め忘れはありませんか！

下水道の供用開始区域内に土地を所有している方（又は権利者）に、下水道建設費の一部を受益者負担金として負担いただいています。

平成23年度の納付書は、昨年7月上旬に受益者の皆様へ郵送しています。なお、第4期の納期限は平成24年2月29日（水）となっていますので、納め忘れがないかも一度、納付書をご確認ください。

出先などの届け出が必要です。中止の届け出が遅れますと、使用されていない期間についても料金をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

問い合わせ / 業務係（内線 178 ~ 181）

水道料金・下水道使用料は納期限までに納めましょう。

水道料金・下水道使用料は、水道・下水道の利用と水の供給というサービスを受ける為にその負担として納入していただくものです。水道・下水道事業は、みなさんから納入していただく料金により経営が成り立っています。

■料金の納め方

集金 / 毎月、町で委託している徴収員がご自宅へ伺いますので、徴収員にお支払いください。

自主納付 / 毎月、納入通知書を郵送しますので、町内の金融

機関（ゆうちょ銀行は除く）、役場、湖南地区出張所、上尾幌駐在所でお支払いください。

口座振替 / 毎月25日（休日の場合は翌営業日）にご指定の口座から振替されます。口座振替を利用していただく場合は、通帳と印鑑をお持ちのうえ、取扱金融機関の窓口で手続きしてください。

【取扱金融機関】北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、ゆうちょ銀行、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協

同組合

■料金の軽減

生活保護を受けている方や低所得の方は、水道料金・下水道使用料の軽減（基本料金が半額になります）を受けることができます。毎年、申請が必要です。詳しくは、役場水道課へお問い合わせください。

問い合わせ / 業務係（内線 178 ~ 181）

納期限は毎月末です！

貯水槽は適切な管理を

水道水をいったん水槽に貯めて利用している場合は、その管理は貯水槽を設置している方が行うことになっています。貯水槽の大きさが10m³を超えるものは水道法で『簡易専用水道』として、10m³以下のもは町の条例で『小規模貯水槽水道』として、それぞれ水質管理などを行うよう求めています。安全・安心な水が使用できるように、適切な管理を行いましょ。

問い合わせ / 水道施設係(内線 175 ~ 177)

メーター器に犬をつながないで

水道の使用水量は、検針員が毎月25日から月末までの間に水道メーターを検針し、その月の使用水量と料金をお知らせしています。水道メーターの近くに障害物を置いたり、犬をつないだりしないようご協力をお願いします。

建物を解体するときは届け出を

建物を解体し、水道や下水道を撤去するときは、厚岸町が指定した給水工事業者・排水設備等指定工事店でなければなりません。漏水事故を防ぐためにも、必ず水道課に届出をした上で、撤去を行ってください。

問い合わせ先 / 水道施設係(内線 175 ~ 177)、下水道施設係(内線 172・173)

防災訓練で仕切弁操作や臨時給水

10月16日に行われた町の防災訓練で、施設の被害状況などの伝達訓練、水道仕切弁の模擬操作、臨時給水所での応急給水など、より実践的な訓練を行いました。

強い地震により上下水道施設に甚大な被害が発生し、湖南地区が断水したとの想定で、関係機関等への伝達手順を確認。仕

切弁で漏水を止めるとともに消火栓から避難会場まで水を運び臨時給水所を設置。広報して集まった町民に非常用給水パックやチラシを配り、飲料水の備蓄をPRしました。

尾幌川水管橋が衣替え

以前に「水のある風景」で紹介した尾幌川の水管橋がこのほど、衣替えしました。国道44号の第3尾幌橋に並行して架か

すいどう NEWS

るこの水管橋は昭和55年度に整備し31年が経過。水道管部分の腐食が進み、所々漏水もありましたが、古い水道管と支えの部分は塗装し直して再利用し、その中に新しい水道管を通して生まれ変わりました。



[上] 尾幌川に架かる水管橋。古い水道管を再利用した支持材に抱えられた黒い部分が水道管

[左] 臨時給水所で非常用給水パックに水を詰める参加者

すいげん No.10

2012年冬号(通巻46号)
平成24年2月1日発行

発行/厚岸町
編集/水道課
〒088-1192
厚岸町真栄3丁目1番地
TEL 0153-52-3131
FAX 0153-52-4284
E-mail/
aks_suidou@pop2.marimo.or.jp



表紙の写真

門静2丁目、国道44号沿いの高台に建つ厚岸浄水場。旧尾幌川の支流、ホマカイ川から取った水をここできれいにし、配水池へ送り出しています。



春を待つ小島。島の東側にある小高い岩山に沿ってコンブ番屋が並んでいます。対岸に床潭地区が見えます。

水のある風景
NO.7

太平洋に浮かぶ小島と海底水道

床潭と幌万別の間、ピリカウタから約900㍍離れた太平洋上に浮かぶ周囲約900㍍の小さな離島、小島。周辺はコンブの宝庫で、春のサオマエコンブ漁から夏の成コンブ漁が終わる11月末まで6戸17人(22年12月末、港勢調査)がここで暮らします。

小島の水道は昭和47年、床潭 小島間を繋ぐ北海道初の海底水道として完成しました。口径50㍍、海底部の長さは約2,700㍍、外装を鉄線で覆った海底用の水道管が採用されました。当時の給水人口は74人、1日の計画給水量は11立方㍍でした。現在はコンブ漁期だけで、住む人も4分の1になりましたが、今年も春の通水を待って島の暮らしが始まります。

編集後記

本格的なインフルエンザの流行期です。皆さんは予防接種を受けましたか。受けた人も受けなかった人も、もっと手軽にできる予防として、昔から「うがい」と「手洗い」があります。中でも一番効果的なのが水道水による「うがい」です。京都大学の教授らの調査で、水道水でうがいをした場合の発症確率はうがいをしない場合に比べて40%も低下したことが明らかに。一方、ヨード液うがいでは12%程度でした。う

がいによって、埃の中のウイルスにかかりやすくなる物質が洗い流されることや、水道水に含まれる塩素の効果と考えられるとのこと。ヨード液については、のどに常在する善玉細菌も壊してウイルスの侵入を許してしまうのではないかとのことです。ちなみに、この「うがい」という予防行為は、日本だけの習慣だそうです。理由は分かりませんが、日本は諸外国に比べて、飲み水として安全な水道水が常に供給されているか

らではないかといわれています。この冬「インフルエンザの予防には水道水でうがい」を。(常)

ペットボトルに詰められた飲料水が各メーカーから販売されていますが、これを非常用の飲料水として、備蓄している方も多いと思います。そこで今一度、「保存年限の確認を！」災害に備えて生活に欠かせない水を日頃からご家庭で備蓄するように心がけましょう！(宮)